

## 第11回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年8月20日（木）午後3時50分
- 2 閉会日時 令和2年8月20日（木）午後4時43分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 永徳 省二君                      3 番 佐藤 武君                      7 番 大口 浩志君  
8 番 治徳 義明君                      13 番 福木 京子君                      15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君                      副 参 事 逢坂紀美子君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討  
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午後3時50分 開会

○小委員長（佐藤 武君） 御苦労さまです。第11回の議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開会します。

本日は、最終的には条例がある程度煮詰まってきました。これについて、事務局のほうも大変御苦労いただいて取りまとめていただきました。本当にありがとうございます。最初の冒頭から若干気になる部分があれば、もう順番で直していきたいなというふうに思っておりますので、ちょっと時間かかりますけどよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1ページについて。この「見識」を「識見」に変えたということで、それ以外に変更はありません。それでよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 2ページです。2ページの、ここちょっと気になったんだけど、解説のところ、4行目、「倫理観と見識が求められる」ということで、これは「識見」で統一しようということじゃなかったですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 変わらん。

○小委員長（佐藤 武君） 変わらんけど、前回確認したら統一したほうがいいでしょうということだったんで。じゃあ、「識見」で統一します。

それから、その2行下で「市民の付託」という、「付託」はちょっと違うような気がするんだけど。「負ける」。

○副小委員長（岡崎達義君） ああ、漢字が違うということか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう。

○副小委員長（岡崎達義君） 「負ける」じゃな。負うという字じゃな。

○小委員長（佐藤 武君） そうです。で、その前の、ちょっと気になったんだけど、これ間違いないかどうか。「市政に対する市民の負託と」というようになってるんだけど、これは議員に対する負託じゃないかなと思っただんですけど、これどんなですか。「議員に対する市民の負託と信頼に応えるとともに」。全体的に市政になってるんだけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 逆に市政になってるんじゃないか。

○小委員長（佐藤 武君） ただ、ここは「議会」ときて、「議員には高い倫理観と識見が求められます」ということで、どうも議会、議員にかかわる市民の負託かなと思うんですが、どうでしょうか。「市政」でいきますか。私も余りこだわりはないんですけど。

○小委員（福木京子君） これは「市民の負託」じゃわな。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、市民の負託じゃけど、誰に対する市民の負託かという。

○副小委員長（岡崎達義君） 対象なんじゃな。市政全般に対する市民の負託か、それとも議会に対する。もしくは議員に対する負託かね。市政全般のほうが、範囲が広くていいんじゃない

いかと思うけど。

○小委員長（佐藤 武君） 僕が考えたのは、市政ならば市長のあれかなという感じがしたんで、ちょっと皆さんの御意見を。

○副小委員長（岡崎達義君） 市の政治に対する。議会だけじゃったら議会の狭い範囲内になってしまうから、市政にしときましょう。

○小委員長（佐藤 武君） ええですか。ほんなら、「市政」で行きます。

それで、3ページの条例の2行目が「倫理性を持って」というのがありますよね。それで、その解説で、2行目から3行目にかけて「倫理観を高め」というのがあるんだけど、これ違っていてもいいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） これはこれでいいんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。倫理性と倫理観というたらどう違うんですかと言われてたときに。

○副小委員長（岡崎達義君） それは治徳委員が答える問題じゃな。

○小委員長（佐藤 武君） 統一したほうがええような気はするんですが、いかがでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 倫理性っていうのは個人が持っているもので、倫理観っていうのは要するに……。

○小委員長（佐藤 武君） いや、僕は一緒だと思うんですけど。

○副小委員長（岡崎達義君） ちょっと違うわ。倫理性というたら、私、微妙に。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理性と倫理観がどう違うかですよ。

○小委員（福木京子君） いやいや、倫理性は持っているで倫理観を高め、じゃから。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、もういいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） これはいいと思う。

○小委員長（佐藤 武君） はい、わかりました。

皆さん、おかしいと思うたら言うてくださいよ。もう行きますよ。

4ページの赤い部分で、コメントが来てます。権利は外したほうがよいと思いますという御意見がありました。4ページの解説の一番下です。株主の権利とか。

○小委員（治徳義明君） 既得権みたいな話か、これ。

○副小委員長（岡崎達義君） 違うわ。

○小委員（大口浩志君） 既得権というてきたら、そりゃあ逆に面倒くそうなる。

○小委員（福木京子君） ゴルフやこの権利みたいなものか。

○小委員長（佐藤 武君） そうそう、それもありますよね。

○小委員（治徳義明君） 権利じゃねえじゃろう、ありや。

○小委員長（佐藤 武君） いや、会員権じゃ。

権利外しましょう、もう。アドバイスを素直に受けましょう。外しましょう。じゃあ、動産の後の「権利」を取ります。「動産など」です。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それから、5ページ、コメントの追加があります。解説の部分で、市が資本金を出資している市と密接な関係があると認められる法人なので、市が出資している第三セクターは入りますが、委託業者や請負業者は含まれないと読むべきです。指定管理者でも出資はしていないので外れると思います。一部事務組合は検討が必要です。市が介入しないA者とB者の民間同士の契約であれば、有利な取り計らいをしてもオーケーという整理になるでしょう。コメントの追加、「または」。違うんですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） もしくはですね、これは。

○小委員長（佐藤 武君） 「または」、条例のほうの4行目のほうの「もしくは」を「または」にしてはどうですかと。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、「もしくは」を「または」にします。

それで、この長いコメントが。

○副小委員長（岡崎達義君） 長いコメントはこのまま置いといて、説明するときは治徳委員がこういうことを言う。余りぎょうさん入れとったら、またそれは何ですかというて聞かれても困る。

○小委員（大口浩志君） 治徳委員だけ言えるようにしといて。

○副小委員長（岡崎達義君） そうそう。

○小委員（大口浩志君） ほかの人の目には触れん。

○小委員長（佐藤 武君） この解説は入れるんでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 赤丸は治徳委員だけのとこに残しとくんじゃろ。赤括弧。

○議会事務局副参事（逢坂紀美子君） コメントの追加のところのことですか。これはもう載せるつもりはないです。

○小委員長（佐藤 武君） 治徳委員専用。

それで、再確認。教えてもらったかもしれんんだけど、5ページの4号(4)、条例のね、臨時的任用職員があるんだけど、会計年度任用職員ももう全て臨時的任用職員でよかったですね。

○議会事務局長（元宗昭二君） はい、そうです。

○小委員長（佐藤 武君） わかりました。じゃあこれは間違いないね。

次が、6ページ。コメントの追加で、市税等に限定し、民間からの借金などは関知しないほうがよいと思います。破産も本来自由ですし、ということはどういうこと。市税等に限定か。だから、市税の健全なということでもいいんじゃないか。

- 副小委員長（岡崎達義君） ええんじゃない。
- 小委員（大口浩志君） ここまで深読みせなあ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 専門的じゃったからな。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですね。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、きょうも全協にあれがあったじゃない、それぞれがやるやつが。報告が。
- 小委員（大口浩志君） 議会報告会か。
- 副小委員長（岡崎達義君） あそこで何か聞かれたときにはこういうふうに答えればいいねというのであって。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんなら、治徳委員よろしく。
- それともう1つ、つらつらと考えてみとったら、いわゆるその解説のところの、公費から支弁された物品等、タブレット端末等ですということがあるんですけど、これは政務活動費でパソコンを購入許可ですよ、オーケーですよ、全額じゃないけど。そういう意味ではこのパソコンも対象なんかなと。
- 副小委員長（岡崎達義君） 違う。
- 小委員長（佐藤 武君） 物品、支給された物品。
- 副小委員長（岡崎達義君） 違う。パソコンはもう購入じゃから。自分で買っとる。だから、タブレットは市と一緒にやるとき。
- 小委員長（佐藤 武君） ただ、任期中4年間はあるですけど、支給ですけど、辞職とか議員をやめた場合は返さなきゃいけないでしょう。
- 小委員（大口浩志君） 返さん、返さん。
- 小委員長（佐藤 武君） 返さなくてもええかな。
- 小委員（大口浩志君） えんぴつを買うと同じ解釈。
- 議会事務局長（元宗昭二君） パソコン、だから政務活動費で買われたやつは返す必要はないです。タブレットやこうは支給品であれば返していただかないといけない可能性はかなり出てきます。
- 小委員（福木京子君） どこが違うんか。
- 小委員長（佐藤 武君） パソコンは大丈夫なのか。
- 副小委員長（岡崎達義君） そうしたら、全部返さなきゃいけん。
- 小委員（治徳義明君） バッジがどうのこうのと言よりませんでしたかね。
- 小委員（大口浩志君） バッジは返す必要ないわ。
- 小委員（治徳義明君） もろうたもんじゃという話。
- 小委員（大口浩志君） もろうたんじゃねえ、買うたんじゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） 貸与でしょう。4年間はくれたんか。

- 小委員（福木京子君） 最初な。
- 小委員長（佐藤 武君） 最初ね。で、後はもう自腹で購入だから。ほんならええんですね。
- 小委員（福木京子君） パソコンは自分で買ったんじゃから。そのうち何ぼかを。
- 小委員長（佐藤 武君） 自分で買ったというても、あれ公費ですから。
- 小委員（福木京子君） 違う違う、パソコンは自分で買って、それに何分の1かを政務調査費に補助してもらえるとということですから。
- 小委員長（佐藤 武君） だから公費じゃないですか。
- 小委員（福木京子君） 公費も入ってるけど、一応物品、あれは個人が買ったことになる。
- 小委員（大口浩志君） とりあえず規定でそうなるとるわけじゃ。
- 佐藤小委員長が言われるように、どっちかというたらそっちに傾くけど、だけど今のところの規定は今福木委員が言われたような買うたやつに対する補助。
- 小委員（福木京子君） になる。だから、タブレットは貸してもらおうとるだけじゃな。
- 小委員（治徳義明君） 難しゅう言い出したら、会派で買うとる会派がおるでしょう、全額出して。
- 小委員（大口浩志君） 会派で買うとこやこう、あるんか。
- 小委員（治徳義明君） ないのかな。
- 小委員（大口浩志君） 会派にやこう出ようらんもん。
- 小委員（治徳義明君） グループで全額出し合うて買うとるような会派さんがおられるんじやねん。
- 小委員長（佐藤 武君） だからそれは政務活動費じゃないですか。
- 小委員（治徳義明君） 政務活動費で。
- 副小委員長（岡崎達義君） ええがん、そんな話は。次に行こうや。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、いいんですけど、ちょっとここは治徳委員のために。
- 小委員（治徳義明君） 想定問答で全部もんどかにゃ。
- 小委員長（佐藤 武君） はい、じゃあもう7ページで、コメント追加。請求により取得した文書の取り扱いはどのようになるのでしょうか。取り扱いに入れば必要な文書であると考えます。これは。いいですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 赤のところはこれ入れるんじゃな。
- 小委員長（佐藤 武君） 赤は入れるんですね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい、入れようと思ってます。
- 小委員長（佐藤 武君） 対応記録票だけでなく、日付や内容のわかるメモ書きもとることになります。日付だけのメモは必要じゃなからう。
- 小委員（福木京子君） 内容がわからにゃ意味がない。

○小委員長（佐藤 武君） 日付や内容がわかる。日付がなかったら記録じゃない。

○議会事務局長（元宗昭二君） 「日付と」ですか、それなら。日付と内容。

○小委員（福木京子君） ほかに何か書くことないんか。日付と内容だけかな。

○副小委員長（岡崎達義君） 一緒じゃろう。

○小委員長（佐藤 武君） いいですか。

○副小委員長（岡崎達義君） いいんじゃない。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ済みません、8ページで、コメントの追加。ここでコメントしているとおりで。いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） それで、ちょっと念のためにお尋ねします。地方自治法の第92条の2項で、8ページで、「これらに準ずべき者」というのがあるんだけど、私もちょっと気になってパソコンで見たら、「これに準ずべき者」というあれもあったんだけど、これも「これら」が入るんですね。だから、「これに準ずべき者」と「これらに準ずべき者」の2つあったんですよ。

○小委員（永徳省二君） 複数形じゃもんな。執行役とか監査役とか、複数形。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、この地方自治法の解説でパソコンで見たら、このまじく92条の2の分で、「これに準ずべき者」というのがあったんですよ。だから、念のために、どっちが正しいかなと聞いてるだけのことで。

○小委員（大口浩志君） 「ら」のほうがより運用が広がるような印象じゃな。

○副小委員長（岡崎達義君） もしくはこれに準ずべきといたら監査役だけにかかってくる。だから、「ら」のほうが運用が広がるから、それでええんじゃろ。だから、前に何個か羅列してるんだから、これは「ら」じゃないのか。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃ条文の解説ね、もし違うとったらいけんと思うて僕は言うただけだから。

それじゃあ、9ページ。

○小委員（福木京子君） 上のピンクの……。

○小委員長（佐藤 武君） これはコメントのとおりです。

○小委員（福木京子君） 議会事務局の管理は大丈夫なのか。まあ、これはそれでええんじゃな。

○小委員長（佐藤 武君） まあ、事務局が大変だから大丈夫ですかという御心配、御懸念をいただいとんだけ、まあそんなに出てこないんじゃないですかね。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 9ページ、コメントの追加、直接請求においては自治法で書面の署名収集禁止期間を規定していますが、全期間、署名収集可能でしょうか。

- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） よろしいですか。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） これなんですけど、地方自治法で定められている直接請求制度の中で署名収集の禁止期間というのが定められています。例えば衆議院の解散による選挙があったら解散の日から選挙の期日までの間とか、任期満了による選挙があったら任期満了の日、前60日に当たる日から選挙の日までの間とか、5つぐらい調べたら上がってくるんですけど、その間が、直接請求制度ですから例えば議会解散とかを市民の方が請求するときにはそういう禁止期間があるんだけど、それについてはその禁止期間はもう無視するのか、無視するとは書いてないですね、全期間署名収集可能にしますかという問い合わせだと思います。
- 小委員（大口浩志君） それは地方自治法にのっかったらいい。
- 副小委員長（岡崎達義君） じゃけど、可能なんじゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） できませんというて。
- 小委員（大口浩志君） だから、できませんってしときゃあええことじゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） できませんから審査請求もできませんということになってしまう、この1カ月以内というか。
- 小委員（大口浩志君） だから、その時期を外してちょうだいというて前もって。
- 副小委員長（岡崎達義君） それどっかに規定があるんじゃないの、地方自治法の。規定がないんだっただけでできるということよ、自治法上の規定がないんだっただけ。
- 小委員長（佐藤 武君） 公選法が上位というか、どっちがほんなら優先するのって言われたときに。
- 副小委員長（岡崎達義君） 公選法じゃろ。
- 小委員（福木京子君） 結局選挙があったり何かしたらな、住民監査とかな。
- 小委員長（佐藤 武君） ということは、その間はできないと。
- 小委員（福木京子君） 合併のときに署名活動したがん。
- 副小委員長（岡崎達義君） そこはもうどちらかの法律に従ってやるんだから、あんまり気にする必要ない。
- 小委員長（佐藤 武君） もうしばらく待ってくださいと言うしかないですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） うん、ましてや条例なしにもう、公選法、自治法が優先するわけじゃから。
- 小委員長（佐藤 武君） じゃあもう知らん顔していきますか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 知らん顔していこう。
- 小委員（福木京子君） これ無視してしたとこ、あるんだろうか。無効になのか、どうするん。できるのか。



○小委員長（佐藤 武君） いや、そりゃしてくださいと言うしか。

○小委員（福木京子君） 言うしかないわけね。守らにゃいけない、法律を。

○副小委員長（岡崎達義君） できない。

○小委員長（佐藤 武君） まあ、ないことをひたすら願うしかない。

いいですか。10ページ。ちょっとここ気になったんで、ちょっと私が不勉強というか。解説のところの審査を請求した日、前一月以内は審査の請求をした日の前日の前月の応答日から審査の請求した日の前日までの間ですと。よう考えたんじゃないけど、ようわからんのじゃけど。これ選管に行って聞こうと思ったんじゃないけど、ずっと続きようるから聞けなんだんじゃないけど。要するに8月15日の応答日ですか、応答日で、その前日が14日が満了日と。それで、その1カ月前というたら7月16日ですか。前日の前月の応答日、何かようわからんので、これ、もうちょっとわかりやすく書いて。これ聞かれたら、治徳委員困るでしょう。

○小委員（大口浩志君） もうその文書のとおりですって言やあええ。

○副小委員長（岡崎達義君） 聞きゃあへんわ。

○小委員長（佐藤 武君） 聞くって、そりゃ。

○小委員（大口浩志君） 何ぼ説明しても、わからん人には絶対わからんもん。これカレンダーから矢印でも引っ張って、こうじゃというて示さん限り。口で言うてもわからん。

○小委員長（佐藤 武君） いやいや、だから、それ何ぼ言うてもわからんというても、やっぱり説明を求められて、わかりませんというたら格好がつかんのじゃけえ。

○小委員（大口浩志君） だから、そのときにカレンダーならカレンダーして、矢印引っ張って、ここからここですというてするしかねえわ。

○小委員長（佐藤 武君） そりゃそれでええけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 審査を請求した日で、一月以内は審査の請求をした日の前日の前月の応答日から審査の請求した日の前日までなんです、わかりましたかというて言う。

○小委員（福木京子君） わかりません。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員じゃったら言えるじゃろうけど。

○小委員（福木京子君） 本当にあっているのか、この文章。

○小委員長（佐藤 武君） 何かちょっと言葉足りずか、何かあれかなと思う、余分なものがあるかなと。前日の前月のというのはどっちかが要らんような気がするんじゃないけど。

○副小委員長（岡崎達義君） 請求をした日の……。

○小委員（大口浩志君） 前日じゃから、まずは要るよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 前日の応答日から審査を請求した日の前日。

○小委員長（佐藤 武君） よく勉強してきます。いいですか。

○小委員（大口浩志君） 振られたら、返しゃあええがん、あなたはどう思われますかって。

○小委員長（佐藤 武君） そう言えりゃあええけど。ほんなら大口委員言うてな。

- 小委員（大口浩志君） いやいや、そりゃ治徳委員の想定問答の中のことで。
- 小委員（福木京子君） このとおりに言うしかない。
- 小委員長（佐藤 武君） いやいや、このとおりで合うとんならええけど、僕ら議論してようわからずにこのとおりですって言うても。
- 小委員（大口浩志君） だから、さっき言うたようにカレンダーにずっと矢印引っ張ってもらって、この範囲ですって見せてもろうときゃあええがん。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、カレンダーせんでも、そりゃ。
- 小委員（大口浩志君） 日本語でわからんというて言よんだからカレンダーに線を引っ張ったらって言よん。
- 小委員（治徳義明君） また解説が要る……。
- 小委員長（佐藤 武君） 解説の解説が要るというて。
- 小委員（治徳義明君） ような気もせんでもねえけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） わかりましたかって言うときゃええがん。
- 小委員長（佐藤 武君） わからんのかなって言うてみたい。まあ間違いないと思うんですけど、ちょっとまあ。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 例えば何月何日がこの日だとしたら、この日からこの日までですっていう説明をしていただくか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそう、それができりゃあええんよ。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） ですね。
- 小委員長（佐藤 武君） 応答日がどこにあるのか。
- 小委員（福木京子君） 請求した日。
- 小委員長（佐藤 武君） 応当日、満了日というのが出てきたから。満了日と応答日、ようわからんというて。ほんなら、それもまた確認をお願いします。
- 副小委員長（岡崎達義君） 確認して、そのまま次の委員会に出しゃあええがん。
- 小委員長（佐藤 武君） それなら次の19ページですね。
- 小委員（福木京子君） 19ページに行くのか。
- 小委員長（佐藤 武君） いや、もうそこは何もないです。
- 19ページ、必要な措置。措置の決定はどこで行いますか。措置の報告等は発議でしょうか。その場合誰が発議するのでしょうか。解説に入れると協議で、解説が。
- 議会運営委員会に諮問した上で措置を講じることを想定していますでよかったですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） それから、議長が別に定める職とは議会選出の各種委員会委員も想定しており、例えば赤磐市民生委員会に、いや違う、民生委員会委員や赤磐市シルバー人材センター理事等です。赤磐市民生委員……。

- 小委員（大口浩志君） 民生委員会委員って言うかな。
- 小委員（福木京子君） 民生委員って言うな。
- 小委員（大口浩志君） 赤磐、おらんな。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 民生委員を推薦する会議はあるので。
- 小委員（大口浩志君） その委員会はある。
- 小委員（福木京子君） 民生委員推薦委員会じゃないのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 要するにこの6人が推薦されて出てきて、それはオーケーですというて、それから法務省か何かへという手続を踏むための委員さんですよ。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） ちょっと名称は確認します。
- 小委員長（佐藤 武君） ちょっと確認してください。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 赤磐市民生委員推薦会委員。
- 小委員（福木京子君） そうじゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） いいですか。赤磐市民生委員推薦会委員ですね。

赤磐市シルバー人材センター、これは理事が入るのか。

それで、19ページ、条例第13条第2項で、その措置を代表者及び審査対象人に対して通知することを速やかに公表しなければならない。で、公表しなくてはならないんですが、この解説で、13条2項というたら、公表の方法は、18ページの解説なんだけど、公表の方法は市議会ホームページ等々で言いますという解説があるんですが、ここの公表しますという部分にはこの解説は入れなくてもいいでしょうか。

○副小委員長（岡崎達義君） 公表は市議会のホームページ等々でしています。どっちも公表するときには市議会のホームページと言うんじゃから、それを入れよったら、それぞれの、同じ言葉が出てきたときに皆解説入れにゃいけんことになる。

○小委員長（佐藤 武君） 公表というのはそんなにようけ出てきてましたっけ。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、公表ばかりじゃなくって、同じような言葉が出てきたときに、皆同じ解説を入れんといけんようになるから、これ1つだけでいいんじゃないのか。

○小委員長（佐藤 武君） なら、そうしましょう。

それで、22が禁錮刑の刑を取るんですよね、これ。それと、23ページの条例で、赤のところ「もしくは」を「また」、「のうち」を「契約には」に直したらどうでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） 施行期日が。

10月1日、9月の最終日の前日、29か。公示しないとイケないでしょ。公示期間があつて。

○副小委員長（岡崎達義君） 公示するのか。

- 小委員長（佐藤 武君） 公示しますよ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） だから、決まったらもう。
- 副小委員長（岡崎達義君） 公示は後でもできるんか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 決まったら、いつから施行するかだけだから、決定あった時点で公示すればいい話で。
- 小委員長（佐藤 武君） そう。施行が先になってもええな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） でも、公示は議決があったら公示するから。
- 小委員長（佐藤 武君） 議決の日から施行するというのもあるしね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） あります。議決さえされれば、その日に基本的には公示。実際にはその日はできないですけど、公示はします、当然、議決あれば。
- 副小委員長（岡崎達義君） だから、10月1日からせんと、報告会にもこれ出すようになってるからな。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんなら10月1日。令和2年10月1日。よろしいですか。
- 副小委員長（岡崎達義君） 報告会にも出すようになってったでしょ。
- 小委員（治徳義明君） まあ報告会は報告じゃから、こういう話は出んかもしれんけど。報告会にあわせにやいけん。
- 小委員（大口浩志君） 下手したらこれだけで終わるで、時間が。
- 小委員長（佐藤 武君） そしたらかえっていいがな、追求されるかもしれない。
- 小委員（治徳義明君） いや、資料として出すだけの話じゃから。
- 副小委員長（岡崎達義君） 百条は百条がメインなのか。
- 小委員長（佐藤 武君） ハラスメントは。
- 小委員（福木京子君） まあ、いろんな人がおるからな、全部無理じゃろ。
- 小委員長（佐藤 武君） 24ページの廃止する訓令は、これは頭が下がったけど、これは直してくれるか。24ページ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） でも、これで廃止するというのは、この条例を可決すればおのずとこの廃止のあれが入ってるから、一緒にやるということですね。
- 小委員（大口浩志君） ごめんごめん、ちょっと言葉の解釈を教えて欲しいんだけど、仮に廃止をしたとします。廃止をしたということは、例えば10月1日からしたら遡及適用はせんっていうやつよな。ということは、廃止をしたということは10月1日以前に何かあったものに関しては全部不問に付すという解釈になるわけ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 違う。経過措置がある。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 読んでください、経過措置が書いてあります。
- 小委員（大口浩志君） ああ、済みません。

○議会事務局長（元宗昭二君） この書き方によって、以前のものについては倫理規程によってしてくださいよということです。それがこの経過措置です。

○小委員（治徳義明君） 廃止をする、訓令という意味どういふことか。

○議会事務局長（元宗昭二君） いや、廃止を訓令というのは、その前の規程を廃止しますよってということなんですけど、それ以前にあったものについては、なお生きてますよってということです、いわゆる経過措置の解釈は。

○小委員（大口浩志君） 廃止と生きとるっておかしいんじゃないのか。

○議会事務局長（元宗昭二君） なお従前の例によるということです。

○副小委員長（岡崎達義君） 法律によったら遡及的につていうこともあるけど、ほとんどないわな、それは。

○議会事務局長（元宗昭二君） 別に廃止しなければ、そのまま生きて続けますけども、でもそういうわけにはいかないかなということで、これを。

○小委員（大口浩志君） 例えば二、三年泳がせといて、二、三年後に廃止というのでもええんじゃないか。

○議会事務局長（元宗昭二君） それをするんなら、この従前の例でやったほうが。

○小委員（大口浩志君） よりきれいなのか。

○議会事務局長（元宗昭二君） すっきりするという解釈です。残すんならもう永劫に残す、ずっと。

○副小委員長（岡崎達義君） 時効なんかがないやつならな。

○小委員（治徳義明君） でも、へたにずっと残しようたらややこしゅうなるわけじゃ。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。なので、ここはもう廃止しましょうよと。ただし、以前にやったものについて、じゃあどこで取り上げるのってなったら、いや、以前はこれがあつたんじゃないけえ、これによって適用しますよってことなんです、経過措置では。

○小委員長（佐藤 武君） そうはいつでも、あくまでも倫理の規程やからね。条例とは全然ちがうから。

○議会事務局長（元宗昭二君） 生き続けとつたら、じゃあどっちで裁判するのつていう話になると思うんです。多分条例のほうが上位だから条例になるんですけど、両方生き続けるということはそのことだと思ふんで、だからやっぱり一旦ここで廃止すべきだと思ふます。

○小委員長（佐藤 武君） はい、以上で条例の確認は……。

○議会事務局長（元宗昭二君） それで、ちょっと1カ所抜けてる。11ページの、選管にこの辺はちょっと協議をせにゃいけないのじゃないですかみたいな。別組織なので、うちが勝手に選管に依頼するんじゃないだけで済む話じゃないかなつていう。

○小委員長（佐藤 武君） 協議予定はありますか、だから……。

○議会事務局長（元宗昭二君） まあ、どういふ方法で提案させてもろうたらええんかつてい

うのはちょっと聞いてないんですけど。

○小委員長（佐藤 武君）　すぐに回答もらえるじゃろうか。

○議会事務局長（元宗昭二君）　まあ、もらえるといえどももらえるかもしれませんが、選管もきょうにあしたにというところ……。

○小委員（大口浩志君）　たとえばこれ、選管へ署名が出て、その署名は有効ですってという判断をしてもらわなきゃおえんのですよね。それって時期によって例えば10日でできるときと1月くらい時間かけるときも。

○小委員（福木京子君）　だから、時期を延ばしたんじゃないかねえかな。

○議会事務局長（元宗昭二君）　とりました。

○小委員（福木京子君）　ああ、とったんか。

○議会事務局長（元宗昭二君）　とりました、そこは。前のコメントがあったときには。

○副小委員長（岡崎達義君）　いやでも、選管が、いやあ、できませんよ、そんなことって言うわけにはいかんでしょ。

○小委員（大口浩志君）　さっき言ったように、1週間でできるか1カ月ぐれえ時間何とかくれんせえというのはあれじゃねんか。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そりゃあ時期によったら。

○小委員長（佐藤 武君）　物理的な問題もある。

○小委員（大口浩志君）　だけど、それでこの署名は正式なものですよって認められて、初めて動き出すんじゃろ。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうです。

○小委員長（佐藤 武君）　物理的にできないものを議会が勝手につくって職員に押しつけたというて。

○小委員（大口浩志君）　それこそパワハラじゃ。

○副小委員長（岡崎達義君）　それはないじゃろう。

○小委員長（佐藤 武君）　ないと思うけどね。

○議会事務局長（元宗昭二君）　まあ1回声かけはしなくちゃいけないのかなって思ってますけど。ただ、どんな方法でさせてもろうたらええかなっていうのは聞いてないので。

○小委員長（佐藤 武君）　そうですね。

○副小委員長（岡崎達義君）　実際じゃから委員長、副委員長で行ってもらったほうがいいんじゃないん。

○議会事務局長（元宗昭二君）　そうですね、総務の選管の。

○小委員長（佐藤 武君）　小委員会じゃなくて、倫理の。治徳委員、よろしく。

○議会事務局長（元宗昭二君）　ですね、1度ちょっとその辺、早いうちに行っていただいていたほうがいいかなと思います。

- 小委員（大口浩志君） きょう現在じゃったら選管の専任というたら0.5人ぐらいか。かたち上、多分総務課長が選管の事務局長じゃろ。部長がしょうるんかな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 事務局長というか書記長じゃったかな、あそこは。
- 小委員（大口浩志君） 課長がするのか。総務部長がするのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 総務部長じゃったかな。総務課長じゃなかったかな。どっちだったかな。課長じゃないです。
- 小委員（大口浩志君） 専任は、丸々1人以上の専任はおらんよな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 専任というのは。
- 小委員（大口浩志君） その選挙管理委員会だけで専任とした事務を取り扱っている人。
- 議会事務局長（元宗昭二君） うちはいない。
- 小委員（大口浩志君） 要するに兼務よな。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 兼務です。
- 小委員（大口浩志君） いざ選挙があるときには何人か兼務が寄りかかって動いているという解釈なのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうです。
- 小委員（治徳義明君） でも、選挙管理委員会となったら外部の人じゃろう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 委員長はね。
- 小委員（治徳義明君） 委員長はもう関係ないのか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） だから、事務局のほうへ。
- 小委員（大口浩志君） 最終的にはそりゃ委員長の名前で正確なものでしたという報告が来よるけど。
- 議会事務局長（元宗昭二君） なので、一応形の上だけでも選管に議会からこういうふうな依頼がありましたということをお話したほうがいいのかなというふうに、多分今の選管の事務局は思っとなんじゃないかと思います。実は法制の関係の人たちが選管の事務を担当してますんで。
- 副小委員長（岡崎達義君） 法制、ほんなら治徳委員と佐藤委員長と2人で。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうですね、それでちょっと、何ていうんですかね、義理だけしといていただけりゃあそれで済むんじゃねえかと、簡単に私は考えとんですけど。
- 副小委員長（岡崎達義君） ややこしいこと聞きゃあせんわ。
- 議会事務局長（元宗昭二君） だから、こんな条例考えとんじゃけど、選管でもしあれだったらしてもらわにやいけんのじゃというぐらいでいいかなと。
- 小委員長（佐藤 武君） 文書で申し入れしてくださいって。
- 議会事務局長（元宗昭二君） もしかしたら言われるかもしれませんね。
- 小委員長（佐藤 武君） 言うよ、正式な回答出すんじゃったら、もう絶対言うって。

- 議会事務局長（元宗昭二君） そう言うたらつくります。そしたらつくりますから。
- 小委員（大口浩志君） 選挙管理委員会の委員長宛てに行くようになるんじゃない、公式だったらね。
- 小委員長（佐藤 武君） そう、そうなる。公式だったらね。  
まあまあじゃ済まんからね。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 今、誰だったかな。
- 小委員（永徳省二君） 矢部さん。
- 副小委員長（岡崎達義君） ほんなら、それで行きましょう。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 事務局同士で済みゃあええんですけど、なかなかやっぱり。
- 小委員長（佐藤 武君） そりゃあ条例に盛り込むというたら、こう思うけどじゃあなかなか。
- はい、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 小委員長（佐藤 武君） 次回はいつにしたっけ。
- 副小委員長（岡崎達義君） 次回は全体会せんといけんから。
- 小委員長（佐藤 武君） 全体会議は、その場で聞くようになつとんじゃないかったかな、一般質問の後、31日。
- 議会事務局長（元宗昭二君） いつにしとったかな。31日じゃったかな。
- 小委員長（佐藤 武君） 月曜日。
- 小委員（福木京子君） 原田議員が、とにかく見せてもらわにやいけんって言よったよ。きょうで終わるんじゃないでしょうねというて言うた。
- 副小委員長（岡崎達義君） 見せて、もう直さん。
- 小委員（治徳義明君） 31日。3日目は1番少ねえんじゃないですか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 3日目は班長会議入っちゃいましたね。
- 小委員長（佐藤 武君） 班長会議もそんなにかからんじゃろう。かかるかな。
- 副小委員長（岡崎達義君） いつまでかかるかわからんのに、待つのも大変じゃな。
- 小委員長（佐藤 武君） ほんなら、31日にしよう。
- 小委員（福木京子君） 31日に決めとんじゃないのか、全体会。
- 小委員長（佐藤 武君） その予定でお願いしてます。
- 議会事務局長（元宗昭二君） それ以前にこれを全体の議員さんにお配りは。
- 議会事務局副参事（逢坂紀美子君） 小委員会じゃなくて、倫理条例の委員さんにあらかじめ資料を送るかどうかということですか。どうしましょうか。
- 議会事務局長（元宗昭二君） そうせんと、この日に全部オーケーもらうんやったらね。
- 小委員長（佐藤 武君） 倫理条例の委員会というたら議長と誰が抜けるんだったっけ。



○小委員（治徳義明君） この前の話では、もう一遍出して、意見もらって、もらったからもういいんじゃないですかみたいな話でしたよね。

○副小委員長（岡崎達義君） だけど、一応みんなにしてもらわんといけん。文句があるんじゃないんじやったら、またやってもらやあええ、文句がある人に。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員にふればいいが。

○副小委員長（岡崎達義君） いや、文句があるんじゃないんじやったら、このしっかり協議した時間を返してくれ。そのために小委員会つくって、全員専任されてやっとなんじやから。

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、31日だから、選管へは早目に言って、来週のハラスメントが10時からあるんだけど。

月曜日にでもいきますか、月曜日でも。

○小委員（治徳義明君） いいですよ。大丈夫ですよ。

○小委員長（佐藤 武君） それで、文書の対応は。

○議会事務局長（元宗昭二君） もし要るっていうことになれば、すぐつくります。

○小委員長（佐藤 武君） つくれるか。

○副小委員長（岡崎達義君） さきに聞いとってもいいか。さきに、こういう懸案事項があるんじゃないけど回答をいただきたいと。

条例をつくって、こうこうこうなるんですけど、選管の見解をお願いしたい。要りますかっていって。

○小委員（大口浩志君） それで文書が要るといって言われたら、後から文書持っていきやあええんじゃないねんか。

○小委員長（佐藤 武君） いるって。そりゃ後からではいけん。

○小委員（治徳義明君） そりゃ、動かすということになったらやっぱり要るんだよね、そういう文書。

○小委員（大口浩志君） だけど、文書じゃったらすぐにすぐ答えが来んぞ。

○小委員長（佐藤 武君） だから、早目のほうが。だから28日までに。28日だったら1週間ぐらい。火曜日までに。

○副小委員長（岡崎達義君） 31日は関係ねえが。31日に答えがこなくても。

○小委員長（佐藤 武君） でも、直したいやつはそれまでに配る。

○小委員（大口浩志君） 一応、味ききだけはそれまでにしとくんじやねえんか。選管、これじゃあちょっとできまへんわみたいな空気になったら。

○副小委員長（岡崎達義君） そんなことは言わんわ、絶対に。

○議会事務局長（元宗昭二君） 恐らく、この間、期日を設けとったら勘弁してくれえというのは出てくるかもしれんけど、期日抜いてますので、そこまで言わんと思う。じゃあないと確認とれないですもん、どっちみちお願いしないと。その署名が正しいものかどうかというの

は、そこしか持ってないので。

○副小委員長（岡崎達義君） それこそあんた、文句言うたら市長に言やあええ。市長、こんなこと言うたんじゃけど、条例がつくれんがというて。

○小委員（大口浩志君） だけど、選挙管理委員会って独立じゃねんか。市長の権限が入ってねえじゃろ。逆に市長が言うたら、それこそ問題になる。

○副小委員長（岡崎達義君） それは形。

○小委員（大口浩志君） 形だけど、一応今のを言よんじやったら、そこはきっちり言っとかないと、ということ。

○小委員長（佐藤 武君） 形を言うからね。

○議会事務局長（元宗昭二君） 恐らく今の選管の職員も、選管に言われたときに困るけん、こういうふうに諮りましたというのをしたいというようなコメントに読めるんです、実は。

○小委員長（佐藤 武君） きょう行って、文書が要するというたら月曜日に持っていきます。

○小委員（治徳義明君） 事務方は、どなたになるんかな。

○議会事務局長（元宗昭二君） 大饗君ですね、総務の。

○小委員（治徳義明君） 大饗さんって。

○小委員（福木京子君） 前事務局におった人。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうです。だから、逆に言うたら気を使うんだと思います。

○小委員（治徳義明君） 要は選挙管理委員会に諮ったとせにやあ御答弁できませんみたいな話になりやへんかな。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、それを聞くんじやがん、これから、何やかんや。ここで何ぼ議論しとったって私らわからんのだから。

○小委員長（佐藤 武君） 改めて、どこだったか。

○議会事務局長（元宗昭二君） 11ページの辺ですね。

○副小委員長（岡崎達義君） 書類が要りますかというて聞いて、要りますというたら、よろしゅうお願いしますよというておけばいい。まあ行ってこられえ、これから。早く片がつく。

○小委員（福木京子君） 31日に全議員にはこの正式なのが。それでも、そのすぐそこで…

…。

○副小委員長（岡崎達義君） じゃから、それまでに配るんじやって。

○小委員（福木京子君） その前にな、配っというて。

○小委員長（佐藤 武君） 前には配らんよ。

○副小委員長（岡崎達義君） 前に配らないのか。その日に配るのか。

○小委員長（佐藤 武君） その日じゃないのか。だって配る手立てはどうする。

○小委員（福木京子君） 時間的な。

○議会事務局長（元宗昭二君） いやもう27日でもええんじやないんですか。

○小委員長（佐藤 武君） 始まったときか。

○議会事務局長（元宗昭二君） そうそう、そしたら土日で見てくれえって言うてええもんか  
どうかわかりませんが、それぐらいは見る時間がないと、多分31日では見いって、いやい  
やってなるんじゃないですか。

○副小委員長（岡崎達義君） 今さらごちゃごちゃ言うたって直さんよというて言うときゃえ  
え。

○小委員長（佐藤 武君） それでは、ほかになれば、これで第11回の倫理条例策定特別委  
員会小委員会を閉会いたします。

大変長時間にわたってお疲れさまでした。

午後 4 時 43 分 閉会